

「シン・やまなしパワー」

募 集 要 項

令和7年4月1日

山 梨 県

東京電力エナジーパートナー株式会社

目 次

第1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	供給要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第4	適用内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第5	申請手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第6	審査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第7	その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第8	問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

(添付)

様式1－1	申請書（「シン・やまなしパワー」新規適用専用）
様式1－2	申請書（「シン・やまなしパワー」又は「やまなしパワーNEXTふるさと水力プラン」適用済み専用）
様式2	供給対象箇所一覧表
様式3	誓約書
様式4	企業等概要書

「シン・やまなしパワー」募集要項

山梨県と東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電エナジーパートナー」という。）は電力供給ブランド「やまなしパワー」を進化させ、令和6年度から令和8年度まで、「シン・やまなしパワー」として、CO₂排出量削減に取り組む企業等に向けた環境価値メニューを継続します。

「シン・やまなしパワー」による供給を希望する者は、この募集要項（以下「要項」という。）に基づき申請書類を提出願います。

第1 目的

山梨県と東電エナジーパートナーは、山梨県企業局の水力発電所で発電された電力を活用し、一定の要件を満たした山梨県内及び山梨県外の企業等に対して、東電エナジーパートナーの標準的な電気料金に、環境価値に相当する価格を加算した料金で電力を供給すること等により、電力の地産地消及び企業等の価値を高め、もって山梨県の経済が発展することを目指すものとする。

第2 用語の定義

要項において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に規定するとおりとする。

1 企業等

法人その他の団体及び個人事業主をいう。

2 申請者

「シン・やまなしパワー」の供給を希望し、要項に基づいて申請する企業等をいう。

3 供給対象箇所

「シン・やまなしパワー」の供給を希望する場所であって、東京電力パワーグリッド株式会社が定める託送供給等約款における供給区域に立地し、かつ東電エナジーパートナーと電気の供給契約（以下「需給契約」という。）を単独で締結している、又は締結予定の事業所をいう。

4 対象非化石証書

山梨県企業局の水力発電所で発電された電力に由来する非化石証書のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）第2条第5項の規定による特定契約（以下「FIT契約」という。）の対象とならない発電設備由来の非化石証書であって、再生可能エネルギー指定を有する非化石証書をいう。

5 県内企業

供給対象箇所を山梨県内に定める企業等をいう。

6 県外企業

供給対象箇所を山梨県外に定める企業等をいう。

7 みなし県内企業

県外企業のうち、本社機能を有する事業所の住所が山梨県内に所在し、山梨県が県内企業に準じて取り扱うことを認めた企業等をいう。

8 ふるさと水力プラン

山梨県企業局の水力発電所で発電された電力に対象非化石証書を付帯して供給することにより、CO₂排出係数をゼロとすることができる環境価値メニューであって、環境価値に相当する料金を山梨県の環境保全事業等の施策に充当する地元への貢献メニューをいう。

9 クリグリ※実質再エネプラン

東電エナジーパートナーが調達した電力に対象非化石証書を付帯して供給することにより、実質的にCO₂排出係数をゼロとすることができる環境価値メニューであって、環境価値に相当する料金は山梨県の環境保全事業等の施策に充当する地元への貢献メニューをいう。

※ クリーングリーンの略。

第3 供給要件

「シン・やまなしパワー」の供給は、次の要件を満たす申請者及び供給対象箇所を対象とする。

- 1 申請者が、供給対象箇所としての事業所を置く、又は置こうとする企業等であること。ただし、当該事業所が住宅であるなど個人利用の場合を除く。
- 2 申請者が、供給対象箇所において、東電エナジーパートナーから使用する電力の全量の供給を受けている、又は受ける予定であること。
- 3 供給対象箇所における東電エナジーパートナーとの需給契約の名義が、申請者と一致していること。
- 4 供給対象箇所の受電電圧が、高圧（6,000 ボルト）又は特別高圧（20,000 ボルト以上）であること。ただし、申請状況により計画供給量を超過する場合は、申請受付順に審査し供給対象箇所を決定するため、本供給要件を満たしても対象外となる場合がある。
- 5 申請者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 直近1事業年度の法人税、消費税及び山梨県税に係る徴収金を滞納している者
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団又は暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者
- 6 申請者が、「シン・やまなしパワー」の供給にあたり、要項及び東電エナジーパートナーが定める「シン・やまなしパワー」に関する規約（以下「規約」という。）の規定を遵守することに同意すること。

第4 適用内容

1 適用対象

(1) ふるさと水力プラン（県内企業、みなし県内企業）

申請者が県内企業もしくはみなし県内企業であって、かつ需給契約の契約種別が、東電エナジーパートナーが定める電気需給約款〔特別高圧・高圧〕（以下「需給約款」という。）における次のいずれかである場合とし、詳細は規約による。

- ・ ベーシックプラン
- ・ 市場調整ゼロプラン
- ・ 特別高圧電力A
- ・ 特別高圧電力B
- ・ 特別高圧季節別時間帯別電力A
- ・ 特別高圧季節別時間帯別電力B
- ・ 高圧電力
- ・ 業務用電力
- ・ 高圧季節別時間帯別電力
- ・ 業務用季節別時間帯別電力

(2) ふるさと水力プラン（県外企業）

申請者が県外企業であって、かつ需給契約の契約種別が、需給約款における次のいずれかである場合とし、詳細は規約による。

- ・ ベーシックプラン
- ・ 市場調整ゼロプラン
- ・ 特別高圧電力A
- ・ 特別高圧電力B
- ・ 特別高圧季節別時間帯別電力A
- ・ 特別高圧季節別時間帯別電力B
- ・ 高圧電力
- ・ 業務用電力
- ・ 高圧季節別時間帯別電力
- ・ 業務用季節別時間帯別電力

(3) クリグリ実質再エネプラン（県内企業、みなし県内企業）

申請者が県内企業もしくはみなし県内企業であって、かつ需給契約の契約種別が、需給約款における次のいずれかである場合とし、詳細は規約による。

- ・ ベーシックプラン
- ・ 市場調整ゼロプラン
- ・ 市場価格連動プラン
- ・ 市場調整カスタマイズプラン
- ・ 特別高圧電力A
- ・ 特別高圧電力B
- ・ 特別高圧季節別時間帯別電力A

- ・ 特別高圧季節別時間帯別電力B
 - ・ 高圧電力
 - ・ 業務用電力
 - ・ 高圧季節別時間帯別電力
 - ・ 業務用季節別時間帯別電力
- (4) クリグリ実質再エネプラン（県外企業）
- 申請者が県外企業であって、かつ需給契約の契約種別が、需給約款における次のいずれかである場合とし、詳細は規約による。
- ・ ベーシックプラン
 - ・ 市場調整ゼロプラン
 - ・ 市場価格連動プラン
 - ・ 市場調整カスタマイズプラン
 - ・ 特別高圧電力A
 - ・ 特別高圧電力B
 - ・ 特別高圧季節別時間帯別電力A
 - ・ 特別高圧季節別時間帯別電力B
 - ・ 高圧電力
 - ・ 業務用電力
 - ・ 高圧季節別時間帯別電力
 - ・ 業務用季節別時間帯別電力

2 使用する電源

- (1) ふるさと水力プラン（県内企業、みなし県内企業）及びふるさと水力プラン（県外企業）

山梨県企業局が東電エナジーパートナーに売電する対象の県営水力発電所により発電された電気の一部とする。ただし、計画外の発電所停止等により、供給が不足した場合は、次の順位により、電源のバックアップを行う。

- ① 東電エナジーパートナーが調達する、山梨県内に立地する水力発電所により発電された電気のうち、F I T契約の対象となる水力発電所及び揚水式発電による水力発電所により発電された電気を除く電気の一部
- ② 東電エナジーパートナーが調達する、山梨県外に立地する水力発電所により発電された電気のうち、F I T契約の対象となる水力発電所及び揚水式発電による水力発電所により発電された電気を除く電気の一部

- (2) クリグリ実質再エネプラン（県内企業、みなし県内企業）及びクリグリ実質再エネプラン（県外企業）

東電エナジーパートナーが調達する電気（火力発電所、水力発電所、F I T契約の対象となる発電所等により発電された電気および卸電力取引所から調達した電気を含む。）の一部とする。

3 使用する非化石証書

対象非化石証書の全部または一部とする。ただし、1の各プランにおいて必要とされる非化石証書の量の合計が、対象非化石証書の合計を超過する場合は、2(1)①及び②に由来する非化石証書並びに東電エナジーパートナーが調達する非化石証書の一部により、非化石証書のバックアップを行う。

4 料金

- (1) ふるさと水力プラン（県内企業、みなし県内企業）

需給契約に定める、使用電力量に対して課金する電力量料金単価（税込みとし、以下同じ。）に、次の単価を加算して適用する。

1キロワット時あたり 1円02銭

- (2) ふるさと水力プラン（県外企業）

需給契約に定める、使用電力量に対して課金する電力量料金単価に、次の単価を加算して適用する。

1キロワット時あたり 3円30銭

- (3) クリグリ実質再エネプラン（県内企業、みなし県内企業）

需給契約に定める、使用電力量に対して課金する電力量料金単価に、申請者が使用する電気のうちクリグリ実質再エネプランの対象非化石証書の適用を受けることを希望する割合に次の単価を乗じて得た単価を加算して適用する。

1キロワット時あたり 1円02銭

- (4) クリグリ実質再エネプラン（県外企業）

需給契約に定める、使用電力量に対して課金する電力量料金単価に、申請者が使用する電気のうちクリグリ実質再エネプランの対象非化石証書の適用を受けることを希望する割合に次の単価を乗じて得た単価を加算して適用する。

1キロワット時あたり 2円31銭

5 適用開始日

- (1) ふるさと水力プラン（県内企業、みなし県内企業）及びふるさと水力プラン（県外企業）

申請者により、次のいずれかから選択する。ただし、申請状況により申請者が選択した適用期間での供給ができない場合がある。

〔通年型〕 需給契約における検針日（計量日）のうち、申請者が適用開始を希望する月の検針日（計量日）

〔半年型〕 需給契約における5月検針日（計量日）

〔夏限定型〕 需給契約における7月検針日（計量日）

- (2) クリグリ実質再エネプラン（県内企業、みなし県内企業）及びクリグリ実質再エネプラン（県外企業）

需給契約における検針日（計量日）のうち、申請者が適用開始を希望する月の検針日（計量日）とする。

6 適用期間

- (1) ふるさと水力プラン（県内企業、みなし県内企業）及びふるさと水力プラン（県外企業）

申請者により、次のいずれかから選択する。ただし、申請状況により申請者が選択した適用期間での供給ができない場合がある。

〔通 年 型〕 適用開始日から1年間、又は適用開始日から需給契約における令和9（2027）年3月検針日（計量日）の前日までの、いずれか短い期間

〔半 年 型〕 需給契約における5月分電気料金から10月分電気料金の算定期間と同一の期間

〔夏限定型〕 需給契約における7月分電気料金から8月分電気料金の算定期間と同一の期間

- (2) クリグリ実質再エネプラン（県内企業、みなし県内企業）及びクリグリ実質再エネプラン（県外企業）

適用開始日から1年間、又は適用開始日から需給契約における令和9（2027）年3月検針日（計量日）の前日までの、いずれか短い期間とする。

- (3) 適用期間満了に先だって、山梨県、又は東電エナジーパートナーから通告がない場合には、適用期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとする。

7 契約種別

需給契約の契約種別は、1に記載のとおりとする。なお、申請時に、契約種別が1に記載のいずれでもないとき、需給約款に記載の料金単価以外の単価を適用しているとき等は、「シン・やまなしパワー」の供給を受けることができない場合があるので、個別に協議すること。

8 中途解約

「シン・やまなしパワー」による供給は、山梨県又は東電エナジーパートナーが天災その他の事由により「シン・やまなしパワー」を供給することが困難となった場合を除き、中途解約できないものとする。申請者の事由により中途解約するときは、規約にしたがい、期中解約金を支払うものとし、その方法は東電エナジーパートナーの定めるところによるものとする。また、延滞利息その他の条件は、需給約款によるものとする。

9 その他供給条件

- (1) 申請時に申請者が、令和3年11月1日制定「電力供給ブランド「やまなしパワーNEXT」募集要項」における「ふるさと水力プラン」（以下「旧プラン」という。）の適用を受けている場合は、当該「ふるさと水力プラン」の適用期間を令和6年3月31日まで延長することができる。
- (3) 上記以外の供給に係る要件は、需給約款及び規約によるものとし、必要な事項に

ついて、別途、東電エナジーパートナーとの契約を締結するものとする。

第5 申請手続

申請手続は、次のとおりとする。なお、この申請は、需給契約の変更の申込みを兼ねるものとする。

1 申請方法

事前に要項第8の問い合わせ先までメールにて連絡のうえ、3.の申請書類一式を次の提出先へ郵送する。

【提出先】〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県企業局「シン・やまなしパワー」受付担当

メールアドレス：kg-denki@pref.yamanashi.lg.jp

2 申請期間

令和6（2024）年1月29日（月）から令和8（2026）年9月30日（水）まで

- ・ 締切り当日の消印有効とする。
- ・ 供給可能量との兼ね合いにより、申請期間内であっても募集を打ち切る場合がある。

3 申請書類及び提出部数

次の各書類を提出する。

申請書類の名称	部数	備 考
ア 申請書（様式1－1）、又は（様式1－2）	1部	（様式1－1）は、新たに「シン・やまなしパワー」の適用を受ける企業等専用とする。 （様式1－2）は、既に「シン・やまなしパワー」又は「やまなしパワーNEXTふるさと水力プラン」の適用を受けている企業等専用とする。
イ 供給対象箇所一覧表（様式2）	1部	
ウ 電気料金請求書・内訳書（写）	各1部	供給対象箇所ごとに、直近1年間分を提出する。
エ 誓約書（様式3）	1部	
オ 企業等概要書（様式4）	1部	役員も記載すること。
カ 納税証明書	各1部	国税に未納がないことの証明 県税に未納がないことの証明
キ 登記簿謄本（みなし県内企業のみ）	1部	過去3か月以内に発行されたもの
ク その他必要と認める資料	1部	本社機能を有する事業所が山梨県内に所在することがわかる資料（みなし県内企業のみ）

- (1) ふるさと水力プラン（県内企業、みなし県内企業）及びふるさと水力プラン（県外企業）

上記の書類に加え、事前の協議において、次の事項について確認を行う。

- ・ 過去1年間の電気使用実績（30分ごとの使用電力量）
- ・ 年間の電気使用計画（供給対象箇所が新たに立地、建設される場合）
- ・ その他必要な事項

なお、申請時点で旧プランの適用を受けている企業等で、使用状況に大きな変更が無い場合においては、アのうち申請書（様式1－2）及びイのみとする。

(2) クリグリ実質再エネプラン（県内企業、みなし県内企業）及びクリグリ実質再エネプラン（県外企業）

上記の書類に加え、事前の協議において、次の事項について確認を行う。

- ・ 過去1年間の電気使用実績
- ・ 年間の電気使用計画（供給対象箇所が新たに立地、建設される場合）
- ・ 使用する電気のうち、クリグリ実質再エネプランの対象非化石証書の適用を受けることを希望する割合
- ・ その他必要な事項

なお、申請時点でクリグリ実質再エネプラン（県内企業、みなし県内企業）及びクリグリ実質再エネプラン（県外企業）の適用を受けている企業等で、使用状況に大きな変更が無い場合においては、アのうち申請書（様式1－2）及びイのみとする。

第6 審査等

1 審査の流れ

申請書の受付後、山梨県企業局において、申請受付順で供給要件に合致しているか申請書類の審査を行い、東電エナジーパートナーの承認を経て、供給を決定する。

なお、計画供給量の超過に至った場合、募集を打ち切るため、供給要件を満たしても対象外となる場合がある。

2 決定（適用又は対象外）の通知

東電エナジーパートナーと別途、契約を締結するため、個別に通知する。

第7 その他留意事項

1 申請書類の取扱い

(1) 情報の利用

- ・ 山梨県は、審査に必要があるときは、申請書類に記載された情報について、関係機関に照会することができるものとする。
- ・ 東電エナジーパートナーは、申請書類に記載された情報について、「シン・やまなしパワー」の供給に必要な情報を利用することができるものとする。

(2) 申請書類の返却

提出された申請書類は、返却しない。申請書類の控えが必要な場合は、申請者にて提出前に用意すること。

2 虚偽申請等による適用の解除等

- ・ 申請書類に虚偽の記載、申請に不正の行為等があったときは、「シン・やまなしパワー」の適用を解除する。
- ・ 「シン・やまなしパワー」の適用が解除された企業等は、第４の８に準じて期中解約金の支払いを行う。

３ 排出係数の扱い等

対象非化石証書によって、供給する電力の全量について、原則としてＣＯ２排出係数はゼロとなる。

第８ 問い合わせ先（事務局）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

山梨県企業局「シン・やまなしパワー」受付担当

電 話：０５５－２３４－５２７０

FAX：０５５－２２３－５３９３

メールアドレス：kg-denki@pref.yamanashi.lg.jp

以 上